

相嶋静夫

差出人: 相嶋静夫  
送信日時: 2019年1月16日水曜日 15:40  
宛先: 大川原正明; Junji SHIMADA; [REDACTED] 大川原 社長  
C C: grp02\_社長・役員; grp03\_海外営業部; [REDACTED]  
件名: RE: 輸出許可申請

大川原社長、島田取締役殿

昨日15日と今日16日富士急ホテルでの聴取は、先ほどとりあえず終わりました。  
もう一回、話を聞きたいとのことで後日調整して、日取りを決定することになりました。  
聴取の要点は、社長のメールとほぼ同じですが、以下新しいことも判りました。

①5-2の口の殺菌を広い意味で取っている

②家宅捜査前に殺菌の実験を行い、殺菌できることを確認している。

これらに対して、OG(オーストラリアグループ)に関する、経産省イエスタ会合での議論経緯からするとおかしいと反論しました。

イエスタでは最初、湿熱滅菌を要件として議論に入り、最後になってデンマークからの意見で乾熱滅菌を入れたと。

それなのに、これを読みかえ、滅菌と殺菌と翻訳している。

これについては、参考人としてイエスタで殺菌の概念範囲は非常に広く、これを要件とすれば、各国より輸出に不利になるとおかしいと発言しています。(島田さん同席)

ともかく、5-2の口『殺菌』の字句は独り歩きしているようです。

社長の言われる、高度殺菌のレベルではなくもっと程度の低い殺菌も考えているようです。  
本来の「湿熱滅菌、乾熱滅菌」が何故、「滅菌と殺菌」になるのでしょうか。

誰が該当、非該当を判断したかについては

私は、「島田取締役が経産省に問い合わせ、またイエスタの議論を踏まえた上で該当、非該当リスト作成し、社長決裁されたと思っている」と言いました。

以上です。今思えば、「殺菌」について経産省と徹底的に戦うか、取り敢えず許可申請をしていればと思いますが。

以上です。

相嶋静夫